

定 款

一般社団法人広島県身体障害者団体連合会

平成 27 年 5 月 12 日改正

平成 28 年 3 月 18 日改正

平成 31 年 3 月 22 日改正

一般社団法人広島県身体障害者団体連合会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人広島県身体障害者団体連合会と称する。

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県広島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、身体障害者福祉の基本理念の具現に努めると共に、広島県内に居住する身体障害者の自立更生並びに更生援護の援助に協力し、また諸々の相談にも応じ、身体障害者の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 身体障害者の福祉増進に関する事業
- (2) 身体障害者の福祉を目的とする事業の関係機関、関係団体への協力と連携
- (3) 身体障害者の更生援護相談
- (4) 身体障害者福祉事業の啓発宣伝
- (5) 身体障害者のスポーツ振興
- (6) 障害者社会参加促進事業の推進
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は広島県において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く

- (1) 正会員 この法人の目的及び事業に賛同して入会した広島県内の各市町身体障害者団体及び県単位障害種別団体並びに個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した団体又は個人

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 この法人の賛助会員になろうとする者は、別に定める会費の納入をもって会員とする。

(経費の負担)

第7条 正会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、入会の時及び毎年、年度末までに総会において別に定める額を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 正会員は、この法人の定める所定の退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項各号のいずれかに該当し、会員を除名しようとするときは、総会の日から1週間前までにその旨を当該会員に通知し、除名の議決を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

(正会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、正会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 納入しなければならない会費を2年以上滞納したとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該正会員が死亡し、又は解散したとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 この法人に納入された会費、その他の抛出金品の返還は、いかなる理由を問わず行わない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 会費の額
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 理事会において総会に付議した事項

- (7) 定款の変更
- (8) 長期借入金
- (9) 解散及び残余財産の処分
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、臨時総会として、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき。
- (2) 総正会員の議決権の10分の1以上を有する会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、招集の請求があったとき。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第1項第2号による請求があったときは、その日から30日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができるとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(定足数)

第18条 総会は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ開催することはできない。

(決議)

第19条 総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の過半数が出席する総会において、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 長期借入金
- (5) 解散及び残余財産の処分

(6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第20条 正会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。

(書面による議決権の行使)

第21条 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法務省令で定める時まで当該記載をした議決権行使書面を提出して行うものとする。

2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(決議の省略)

第22条 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなすものとする。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びあらかじめ指名された正会員は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 16名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長とする。

3 会長以外の理事のうち4名を副会長、1名を常務理事とする。

4 第2項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、第3項の常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行

する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監督し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令及び定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを総会及び理事会に報告しなければならない。
- 5 監事は、前項の報告をするために必要があるときは、会長に理事会の招集を請求する。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集する。
- 6 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令及びこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。
- 7 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為、その他法令及びこの定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によりこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求する。
- 8 前7項のほか、監事は、監事に認められた法令上の権限を行使する。

(職務兼務の禁止)

第28条 この法人の理事と監事は、相互に兼務することはできない。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結のときまでとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

- 4 この法人の役員は、再任されることができる。
- 5 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 理事及び監事は、次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 第9条第1項の規定によって除名された団体に所属する役員は、その職を辞任したものとみなす。

(報酬等)

第31条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第6章 相談役

(相談役)

第32条 この法人に、任意の機関として相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、次の職務を行う。
 - (1) 会長の相談に応じ、助言すること
 - (2) 総会又は理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
- 3 相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 相談役の報酬は、無報酬とする。

第7章 理事会

(構成)

第33条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 規則の制定並びに変更又は廃止
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が都合により理事会を欠席した場合は、あらかじめ会長が指名する副会長が議長となる。

(定足数)

第38条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 事業及び会計

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(長期借入金)

第43条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の決議を経なければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第44条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

第48条 この法人の事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局には、事務局長1人その他の職員若干人を置く。

3 事務局長は理事会の承認を経て会長が任免し、その他の職員は会長が任免する。

4 事務局長、その他の職員に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 雑則

第50条 この定款の施行について必要な事項は、会長が理事会の承認を経て、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は鎌刈拓也とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 改正後のこの定款は、平成27年5月12日から施行する。
- 5 改正後のこの定款は、平成28年3月18日から施行する。
- 6 改正後のこの定款は、平成31年3月22日から施行する。